

東京都土木工事標準仕様書の改定に伴う財務局実施要領の適用について

東京都土木工事標準仕様書の改定に伴い、新たに定められた下記の実施要領について、配水管工事標準仕様書を同様に改定し、当局においても適用することとします。

1 品質証明

(1) 適用要領

財務局「品質証明」実施要領による。

なお、財務局「品質証明」実施要領は、財務局（建築工事と建物保全）のホームページから入手できる。

<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/zaimu/dobokuhyoujun-hinshitsushomei-pdf>

(2) 対象工事

実施要領の「2 対象工事」に規定する予定価格1億円以上の土木工事（単価契約を除く）を対象とする。

2 段階確認

(1) 適用要領

財務局「段階確認」実施要領による。

なお、財務局「段階確認」実施要領は、財務局（建築工事と建物保全）のホームページから入手できる。

<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/zaimu/dobokuhyoujun-dankaikakunin-pdf>

(2) 実施要領の読み替え内容

「東京都土木工事標準仕様書」 ⇒ 「配水管工事標準仕様書」

「監督員の補助を指名されたもの」 ⇒ 「工事監理員」

(3) 対象工事

実施要領の「1 対象工事」に基づき、全ての土木工事（単価契約を除く）を対象とする。

3 ワンデーレスポンス

(1) 適用要領

財務局「ワンデーレスポンス」実施要領による。

なお、財務局「ワンデーレスポンス」実施要領は、財務局（建築工事と建物保全）のホームページから入手できる。

<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/zaimu/dobokuhyoujun-onedayresponse-pdf>

(2) 読み替え内容及び対象工事

実施要領の「3 実施における対象工事及び設計等委託の範囲」を、以下のとおり読み替える。

「ワンデーレスポンスの取組を、水道局起工案件の土木工事、土木設計・測量・地質調査業務（土木関係計画・調査業務を含む。）において実施する。」

4 ウィークリースタンス（工事）

（１）適用要領

財務局「工事現場環境改善」実施要領による。

なお、財務局「工事現場環境改善」実施要領は、財務局（建築工事と建物保全）のホームページから入手できる。

<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/zaimu/dobokuhyoujun-genbakankyokaizen-pdf>

（２）読み替え内容及び対象工事

実施要領の「３ 対象工事」を、以下の通り読み替える。

「水道局起工案件の土木工事（災害復旧工事、維持工事等、緊急を要する場合を除く。）」

5 ウィークリースタンス（委託）

（１）適用要領

財務局「業務環境改善」実施要領による。

なお、財務局「業務環境改善」実施要領は、財務局（建築工事と建物保全）のホームページから入手できる。

<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/zaimu/dobokuhyoujun-gyomukankyokaizen-pdf>

（２）読み替え内容及び対象業務

実施要領の「２ 対象業務」を、以下の通り読み替える。

「水道局起工案件の土木設計・測量・地質調査業務（土木関係計画・調査業務を含む。）」

6 留意事項

上記３、５の実施要領は、建築工事に伴う測量及び地質調査は対象外とする。